

# 来院時にご持参いただくもの

## 外来

- マイナンバーカード（又は健康保険証）
- 診察券（お持ちの方のみ）
- 紹介状（お持ちの方のみ）
- お薬手帳

※高額療養費制度の利用について、マイナンバーカードで受診される患者さんについては、「限度額認定証」は不要です。

※マイナ保険証を利用されない方は、健康保険証をご持参ください。

なお、マイナンバーカードを持っているものの健康保険証として利用登録を行っていない場合は、当院で設置しているカードリーダーから手続きすることが可能です。（ご自身の「マイナポータル」からも手続可能です。）

▶マイナ保険証についてお知りになりたい方は、厚生労働省HP（マイナンバーカードの保険証利用について（被保険者証利用について） | 厚生労働省（[mhlw.go.jp](http://mhlw.go.jp)））をご覧ください。

## 入院

- 入院保証書・データベース用紙・アメニティ申込書・入院案内説明承諾書・現在服用しているお薬
- 限度額認定証（お持ちの方）又はマイナンバーカード

転入院される患者さんは

- マイナンバーカード（又は健康保険証）
- 紹介状など紹介状病院より預かってきた書類（封筒）と画像CD-R・現在服用しているお薬（お薬手帳）